

県が管理する港湾及び漁港に係る公共用財産台帳事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

#### 静岡県規則第44号

県が管理する港湾及び漁港に係る公共用財産台帳事務取扱規則の一部を改正する規則

県が管理する港湾及び漁港に係る公共用財産台帳事務取扱規則（昭和48年静岡県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(財産台帳の作成等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 港湾企画課長は、財産台帳の副本の保管を始めたときは、その写しを<u>経営管理部財務局資産経営課長</u>に送付しなければならない。前項の規定により異動状況の報告を受けたときも、同様とする。</p> <p>(財産台帳の様式)</p> <p><b>第4条</b> 港湾に係る財産台帳は様式第1号により、漁港に係る財産台帳は様式第2号によりこれを作成しなければならない。ただし、港湾に関する建物及び工作物については港湾法（昭和25年法律第218号）<u>第49条の2第1項</u>に規定する港湾台帳をもって、漁港に関する建物及び工作物については<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第36条の2第1項に規定する漁港台帳をもって、これらに代えることができる。</p>	<p>(財産台帳の作成等)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 港湾企画課長は、財産台帳の副本の保管を始めたときは、その写しを<u>経営管理部資産経営課長</u>に送付しなければならない。前項の規定により異動状況の報告を受けたときも、同様とする。</p> <p>(財産台帳の様式)</p> <p><b>第4条</b> 港湾に係る財産台帳は様式第1号により、漁港に係る財産台帳は様式第2号によりこれを作成しなければならない。ただし、港湾に関する建物及び工作物については港湾法（昭和25年法律第218号）<u>第48条の2第1項</u>に規定する港湾台帳をもって、漁港に関する建物及び工作物については<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第36条の2第1項に規定する漁港台帳をもって、これらに代えることができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正（「第49条の2第1項」を「第48条の2第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。